

募集要項等に対する質問回答の追記について

番号	資料名	項目	質問	回答（追記前）	回答（追記後）
49	事業者募集要項	3_2_(1) _ア	「地区計画に関する企画提案書に記載した、周辺影響に関する検証結果の範囲内とすること」について、企画提案書5-2 ii 民活棟の【計画建築物の整備概要】（5-5ページ）に記載の計画内容は「今後の民間事業者からの提案等により変更となります」とありますが、容積率、面積、住戸数、駐車台数、建物構造・階数について上記計画内容と異なる計画とする場合、どこまでが変更可能でしょうか？各企画提案書内の設定（容積率、面積、住戸数、駐車台数、建物構造・階数）に対して数値的な上限・下限等の基準はありますか？	建築面積、建ぺい率、延べ床面積、容積対象面積、容積率、駐車台数、建築物の高さは企画提案書に記載されている数値以下で計画してください。 住戸数、建物構造・階数は提案によります。	建築面積、建ぺい率、延べ床面積、容積対象面積、容積率、駐車台数、建築物の高さについては、企画提案書に記載されている数値以下で計画してください。 <u>なお、この際、企画提案書の数値の前に「約」が記載されている場合は、その表記がないものと解してください。（例：容積対象面積約25,000㎡は、25,000㎡を上限とします。）</u> 住戸数、建物構造・階数は提案によります。
50	事業者募集要項	3_2_(1) _ア	「地区計画に関する企画提案書に記載した、周辺影響に関する検証結果の範囲内とすること」について、企画提案書5-2 ii 民活棟の【用途別配置計画】（5-5ページ）に記載の計画内容は「今後の民間事業者からの提案等により変更となります」とありますが、計画規模、配置計画が異なった場合はどこまでが変更可能でしょうか？数値的な基準はありますか？	延床面積合計についてはその数値以下として計画してください。用途別の延床面積は提案によります。	<u>No.49を参照してください。なお、用途別の延床面積は提案によります。</u>
51	事業者募集要項	3_2_(1) _ア	「地区計画に関する企画提案書に記載した、周辺影響に関する検証結果の範囲内とすること」と記載されていますが、ここに例示されているものの以外でも、延床面積の36,000㎡や、容積対象面積の25,000㎡などの面積を超えてはならないのでしょうか。	No. 49、No. 50を参照してください。	No. 49、No. 50を参照してください。